個人情報の保護に関する法律施行規則第八条第三項第一号及び第二号並びに第四十四条第三項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二十九条の四第一項及び第二項に基づく特定個人情報の漏えい等に関する報告等に関する規則第三条第三項に規定する個人情報保護委員会が別に定める場合及びその方法を定める件の一部を改正する告示

個人情報の保護に関する法律施行規則第八条第三項第一号及び第二号並びに第四十四条第三項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二十九条の四第一項及び第二項に基づく特定個人情報の漏えい等に関する報告等に関する規則第三条第三項に規定する個人情報保護委員会が別に定める場合及びその方法を定める件（令和七年個人情報保護委員会告示第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	
個人情報の保護に関する法律施行規則（平成二十八年個人情報保護委員会規則第三号）第八条第三項第一号及び第二号並びに第四十四条第三項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二十九条の四第一項及び第二項に基づく特定個人情報の漏えい等に関する報告等に関する規則（平成二十七年特定個人情報保護委員会規則第五号）第三条第三項の規定に基づき個人情報保護委員会が別に定める場合及びその方法は、次の表の上欄に掲げる法令の規定の区分に応じて、それぞれ同表の中欄に掲げる場合及び同表の下欄に掲げる方法とする。	
個人情報の保護に関する法律施行規則第八条第三項第一号	個人情報の保護に関する法律施行規則第七条各号のいずれかに該当する事態のうち、ランサムウェア事案（サイバー攻撃による被害が発生した場合の報告手続等に関する申合せ」（令和七年五月二十八日関係省庁申合せ。以下この表において「関係省庁申合せ」という。）2.に規定するランサムウェア事案をいう。以下この表において同じ。）に係る報告を行う場合	個人情報の保護に関する法律施行規則第八条第三項第一号に規定する電子情報処理組織を使用する方法、官民連携基盤（関係省庁申合せ2.に規定する官民連携基盤をいう。以下この表において同じ。）を使用する方法又は関係省庁申合せ別添様式2を提出する方法
個人情報の保護に関する法律施行規則第七条各号のいずれかに該当する事態のうち、その他サイバー攻撃等事案（関係省庁申合せ2.に規定するその他サイバー攻撃等事案をいう。以下この表において同じ。）に係る報告を行う場合	個人情報の保護に関する法律施行規則第八条第三項第一号に規定する電子情報処理組織を使用する方法、官民連携基盤を使用する方法又は関係省庁申合せ別添様式3を提出する方法

改正前	
個人情報の保護に関する法律施行規則（平成二十八年個人情報保護委員会規則第三号）第八条第三項第一号及び第二号並びに第四十四条第三項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二十九条の四第一項及び第二項に基づく特定個人情報の漏えい等に関する報告等に関する規則（平成二十七年特定個人情報保護委員会規則第五号）第三条第三項の規定に基づき個人情報保護委員会が別に定める場合及びその方法は、次の表の上欄に掲げる法令の規定の区分に応じて、それぞれ同表の中欄に掲げる場合及び同表の下欄に掲げる方法とする。	
個人情報の保護に関する法律施行規則第八条第三項第一号	個人情報の保護に関する法律施行規則第七条各号のいずれかに該当する事態のうち、ランサムウェア事案（サイバー攻撃による被害が発生した場合の報告手続等に関する申合せ」（令和七年五月二十八日関係省庁申合せ。以下この表において「関係省庁申合せ」という。）2.（1）に規定するランサムウェア事案をいう。以下この表において同じ。）に係る報告を行う場合	［新設］
	個人情報の保護に関する法律施行規則第八条第三項第一号に規定する電子情報処理組織を使用する方法又は関係省庁申合せ別添様式2を提出する方法	［新設］